

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者  
佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第 95 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(製造等を行うことができる正当な理由)

第 3 条 条例第12条ただし書の規則で定める正当な理由は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途であること。

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成 4 年法律第46号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設

(2) 学術研究又は試験検査の用途であること（前号アからオまでに掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）。)

(3) 条例第18条第 1 項に規定する試験の用途であること。

(4) 犯罪鑑識の用途であること。

(5) 疾病の治療の用途であること（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の 2 の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）。)

(6) 工業用の用途であること。

(7) 前各号のほか、知事が、人の生命、身体等に対する危害が発生するおそれがないと認める用途であること。

( 購入等に関する帳簿の記載事項 )

第 4 条 条例第 16 条第 1 項の帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 購入、譲受け、販売又は授与 ( 以下この条において「購入等」という。 ) の別
  - (2) 購入等を行った知事監視製品を特定できる情報
  - (3) 購入等を行った知事監視製品の数量
  - (4) 購入等の年月日
  - (5) 購入等の相手方の氏名及び住所 ( 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )
- ( 誓約書 )

第 5 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名、住所及び電話番号 ( 法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号 )
- (2) 購入し、又は譲り受けた知事監視製品の名称その他の当該知事監視製品を特定できる情報及び数量
- (3) 購入し、又は譲り受けた年月日
- (4) 購入し、又は譲り受けた相手方の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他相手方を特定するに足りる情報

2 条例第 17 条第 1 項の誓約書は、様式第 1 号によるものとする。

( 知事指定薬物等の収去 )

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の規定による収去は、様式第 2 号による収去証を交付して行うものとする。

( 身分証明書 )

第 7 条 条例第 18 条第 3 項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、様式第 3 号によるものとする。ただし、警察職員が立入調査等を行うときに携帯すべき証明書については、公安委員会が別に定める。

( 警告書 )

第 8 条 条例第 19 条第 3 項に規定する警告の書面は、様式第 4 号によるものとする。

( 佐賀県薬物検討審査会 )

第 9 条 佐賀県薬物検討審査会 ( 以下「審査会」という。 ) に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 審査会の会議は、知事が招集する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条から第 8 条までの規定は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

誓約書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

私が購入した（譲り受けた）下記の知事監視製品について、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の規定に従い、みだりに吸入、摂取その他の方法により身体に使用しないことを誓約します。

記

知事監視製品の名称 その他の当該知事監視製品を特定できる 情報及び数量	名称等	数量
購入（譲受）年月日		
購入した（譲り受けた）相手方の氏名、住所、電話番号その他相手方を特定するに足りる情報		

注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

この様式に記載された個人情報は、知事監視製品を所持する者の誓約に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第2号（第6条関係）

収去証	
1	収去の相手方の住所又は営業所所在地
2	収去の相手方の氏名又は名称
3	品名及び数量
4	収去場所
佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。	
年 月 日	
収去者 所属 職名	氏名
備考	

備考 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横10.5センチメートルとする。

様式第 3 号 ( 第 7 条関係 )

( 表 )

第 号	
身分証明書	
写真	所属 職名 氏名 生年月日
上記の者は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第 18 条第 1 項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日交付	佐賀県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

( 裏 )

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 ( 抜粋 )

( 立入調査等 )

第 18 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくは知事監視製品又はこれらに該当する疑いのある物 ( 以下「知事指定薬物等」という。 ) を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 略

3 前 2 項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 罰則 )

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

( 2 ) 第 18 条第 1 項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

佐賀県知事



警告書

下記の行為は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第 条第 項第 号の規定に違反するので、同条例第19条第1項第 号の規定により警告する。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 内容
- 4 執るべき措置及びその期限